

(証券コード5721)
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目9番13号
株式会社 **エス・サイエンス**
代表取締役社長 久 永 賢 剛

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第106回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.s-science.jp/e-soukai.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エス・サイエンス」又は「コード」に当社証券コード「5721」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

お手数ながらご出席願えない場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日午後5時30分）までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号
TKP新橋カンファレンスセンター
(幸ビルディング14階) ホール14E

当会場の都合により、9時30分以前にお越しいただいても
入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。

なお、開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、
末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項
報告事項

第106期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案

定款一部変更の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
監査等委員である取締役1名選任の件
退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

■お知らせ

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合並びに**会場に変更**が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <http://www.s-science.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。**
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

事業の多様化に対応し、今後の事業展開に備えて新たに事業目的を追加する
ものであります。

2.定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行通り>
第2条 (目的)	第2条 (目的)
1.~76. <条文省略>	1.~76. <現行通り>
< 新 設 >	<u>77. 暗号資産の投資および運用</u>
< 新 設 >	<u>78. 暗号資産に関連・付帯する業務全般</u>
<u>77. 前各号に付帯する一切の業務。</u>	<u>79. 前各号に付帯する一切の業務</u>

3.款一部変更の日程

- (1) 取締役会決議日 : 2025年5月30日
- (2) 株主総会決議日 : 2025年6月27日 (予定)
- (3) 効力発生日 : 2025年6月27日 (予定)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p>ひさながけんこう 久永賢剛 (1971年 7月30日生)</p>	<p>2011年2月 (株)ティービーアイ 鹿兒島支店長 2015年10月 同社 経営企画室 次長 2019年4月 同社 静岡支店長 2020年4月 同社 セキュリティー1部 次長 2022年4月 同社 SI事業部首都圏営業2部 次長 2023年12月 同社 退社 2023年12月 当社入社 新規事業担当 業務部長 2024年6月 当社常務取締役 2025年1月 当社代表取締役社長（現任） 現在に至る</p> <p>(選任理由) 新規事業部門全般を掌握し、豊富な知識と経験を有して事業の拡大に貢献できるものと判断し選任するものであります。</p>	— 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	ひろせたくや 廣瀬卓也 (1975年 7月3日生)	<p> 1999年4月 野村證券(株) 入社 2004年10月 メリルリンチ日本証券(株) 入社 2009年8月 PwCアドバイザリー(株) (現:PwCアドバイザリー合同会社) 入社 2011年6月 モルガン・スタンレーMUFJ証券(株) エグゼクティブ・ディレクター 2018年4月 (株)リミックスポイント 執行役員 CFO 2019年6月 同社取締役 CFO 2022年12月 (株)緑コーポレーション 代表取締役 (現任) 現在に至る </p> <p> (選任理由) 金融機関の経験が長く、直近では(株)リミックスポイントの取締役の経験があり、当社の新規事業として推進する暗号資産投資事業の戦略的立ち上げや、クリプトアセット事業開発に関して幅広い知識と見識を元に、当社に対する的確な助言、業務遂行の監督を行なっただけのものとは判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 </p>	— 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	せき たかのり 関 孝 徳 (1981年 6月1日生)	<p>2005年4月 (株)さくらや 入社 2015年10月 (株)リアルワールド (現:株)デジタルプラス) 入社 2019年5月 (株)bitFlyer 入社 2020年3月 公認不正検査士(CFE)資格を取得 2021年2月 第一商品(株) (現:UNBANKED(株)) 入社 2025年5月 (株)会計監査総合研究社 代表取締役社長 (現任) 現在に至る</p> <p>(選任理由) 暗号資産関連の業界経験が長く、上場企業の管理部門において経理・総務・法務等の中枢業務を行なっておりました。 また、公認不正検査士として、色々な法人の不正調査に従事しております。 当社の経営監督機能及び監査機能の向上、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけることを期待し、同氏を新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	<small>しもおかひろし</small> 下岡 寛 (1974年 8月12日生)	<p>2002年10月 (株)修学社 入社 2008年2月 (株)東理ホールディングス (現:(株)エルアイイーエイチ) 入社 2017年10月 同社 内部監査室長 2023年3月 同社 経営企画室 経理部長 2024年6月 同社 取締役 経理部長 2024年8月 同社 代表取締役社長 (現任) 現在に至る</p> <p>(選任理由) その他の関係会社であった、(株)エルアイイーエイチにおいて、代表取締役を務めていることから、会社経営の監視、監督機能が強化されるとともに、経営に関する助言を頂けるものと判断し、社外取締役の選任をお願いするものであります。</p>	— 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	ふくだけん 福田 健 (1967年 6月18日生)	<p>1995年 4 月 (株)ヤオハンジャパン 入社 2010年 5 月 (株)セキド 社外取締役 2011年 6 月 (株)バルクホールディングス 社外監査役 2012年 4 月 (株)ストリーム 社外取締役 2012年12月 衆議院議員 政策担当秘書 (現任) 2019年 3 月 (株)環境フレンドリーホールディングス 社外取締役 (現任) 現在に至る</p> <p>(選任理由) 衆議院議員秘書で培った経験と専門的知識を有しており、これまでの豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営体制および意思決定プロセスにおいて客観的視点で適切な助言・提言を得られう人材であることから、当該役割を果たしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	— 株

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.廣瀬卓也氏、関 孝徳氏、下岡 寛氏及び福田 健氏は社外取締役候補者であります。
3.当社は、廣瀬卓也氏、関 孝徳氏、下岡 寛氏及び福田 健氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。
4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 矢部実麻子氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなっております。また、本議案を本総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
ふちべよしひこ 淵邊善彦 (1964年 5月8日生)	1987年3月 東京大学法学部卒業 1989年3月 司法修習(第41期)修了、弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村眞田法律事務所 (現:西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 入所 2000年7月 TMI総合法律事務所 パートナー就任 2008年4月 中央大学ビジネススクール 客員講師 2013年4月 中央大学ビジネススクール 客員教授 (2022年3月まで) 2016年4月 東京大学大学院法学政治学研究所 教授 (常勤 2018年9月まで) 2019年1月 ベンチャーラボ法律事務所 開設 2024年9月 (株)イー・ロジット 社外取締役(現任) 現在に至る (選任理由) 会社経営に関与している経験は短いですが、弁護士として豊富な経験を擁し、特に企業法務、国際法務、法務教育に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しております。それらの経験を活かして、当社の経営に対して的確な助言をいただき、客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、社外取締役の選任をお願いするものであります。	一 株

- (注) 1.監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.淵邊善彦氏は社外取締役候補者であります。

- 3.当社は、淵邊善彦氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任される品田守敏氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で役員退職慰労金を贈呈いたしたく、承認をお願いするものであります。なお、その具体的金額、時期及び方法等は取締役会に、ご一任願いたいと存じます。その金額は、当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
<p style="text-align: center;">しなだもりとし 品田守敏</p>	2000年6月 当社 取締役副社長
	2001年10月 当社 代表取締役副社長
	2003年6月 当社 代表取締役社長
	2009年5月 当社 代表取締役会長
	2025年1月 当社 代表取締役辞任
	2025年1月 当社 取締役会長（現任） 現在に至る

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2024年7月31日に当社の子会社であった、株式会社なごみ設計の全株式を売却したことに伴い、当事業年度より非連結決算に移行しました。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要が活発になったことにより景気は持ち直すものと見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰による物価上昇が続き、米国の関税問題並びに経済政策の不確実性や中国経済の先行き懸念、中東地域の武力衝突など依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当事業年度における当社の業績は、ニッケル事業ではLMEのニッケル価格が下落したことにより販売価額も落ち込んだため、売上高は6億25百万円（前年同期6億40百万円 2.2%減）となりました。

不動産事業では、賃貸料収入のみ計上されたため、売上高は8百万円（前年同期78百万円 89.2%減）となりました。

教育事業では、売上はありませんでした。（前年同期 売上なし）

スマートDXソリューション事業では、2024年8月より開設された新事業のため、売上はありませんでした。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高6億34百万円（前年同期売上高7億18百万円）、営業損失2億92百万円（前年同期営業損失3億11百万円）となり、経常損失2億95百万円（前年同期経常利益2億43百万円）となり、子会社株式売却益2億6百万円を特別利益に計上したことにより、当期純損失96百万円（前年同期当期純利益3億89百万円）となりました。

配当につきましては、誠に遺憾ではありますが、見送ることとさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、当社の現状にご理解いただき、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別売上高

区 分	当 事 業 年 度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
ニ ッ ケ ル 事 業	625	98.7
不 動 産 事 業	8	1.3
教 育 事 業	—	0.0
スマートDXソリューション事業	—	0.0
合 計	634	100.0

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2024年7月31日に当社の子会社であった、株式会社なごみ設計の全株式を売却しました。

(8) 対処すべき課題

(営業体制の強化)

当社は、ニッケル事業、不動産事業、スマートDXソリューション事業等に取り組み、各事業の活動により企業価値を高め収益向上と財務体質の強化を経営目標とし、業績の改革と業績向上に取り組んでまいります。

今後も各事業部門の改革と柔軟な営業活動により、黒字体質を目指した事業体制を確立し収益の改善に努めてまいります。

(内部統制の推進)

内部統制については、「内部統制基本方針」及び「コーポレートガバナンス・コードに対する基本方針」に基づき、重要リスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の構築に取り組んでおります。今後もこの仕組みに沿った運用を確実に進めてまいります。

また財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、当社の全社統制及び業務プロセスの整備・運用状況の評価を実施しております。これからもこの基本方針に沿った運用を確実に進めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第103期 (2022年 3月期)	第104期 (2023年 3月期)	第105期 (2024年 3月期)	第106期(当期) (2025年 3月期)
売 上 高 (千円)	865,361	806,791	718,710	634,428
経常利益又は損失(△) (千円)	△220,178	△110,872	243,791	△295,954
当期純利益又は損失(△) (千円)	△321,423	△119,838	389,497	△96,734
1株当たり当期純利益又は損失(△)(円)	△2.68	△0.85	2.75	△0.68
総 資 産 (千円)	2,846,516	2,777,842	3,122,255	3,006,612
純 資 産 (千円)	2,697,867	2,624,405	2,967,616	2,871,007

(10) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
ニ ッ ケ ル 事 業	ニッケル地金及びニッケル塩類の販売
不 動 産 事 業	土地、建物の売買、仲介及び賃貸
教 育 事 業	学習塾の全面的なF C運営
スマートDXソリューション事業	基幹システムと電子棚札や監視カメラなどのIoTデバイスを連帯提供

(11) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

名称	所在地
当 社・本 社	東京都中央区
川 口 工 場	埼玉県川口市
西 日 本 営 業 所	大阪市天王寺区
教 育 事 業 部	大阪市天王寺区
子会社・志 村 産 業 株 式 会 社	東京都中央区

(12) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
16名	—

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、出向受入者1名が含まれております。

(13) 親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
志 村 産 業 株 式 会 社	20,000 千円	100 %	産業設備等の設計・製作・販売

- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社
該当事項はありません。

(14) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | | |
|--------------|-------------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200,000,000株 | |
| (2) 発行済株式の総数 | 141,591,582株(自己株式 | 2,167株を除く) |
| (3) 株主数 | 29,874名 | |
| (4) 大株主 | | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
KAY LEO BROTHERS LIMITED	31,057,186	21.93
三崎 優太	6,502,100	4.59
品田 守敏	2,300,000	1.62
(株)SBI証券	1,617,118	1.14
森 信義	1,512,000	1.07
三菱UFJ eコマース証券(株)	1,379,100	0.97
前田 喜美子	1,267,100	0.89
楊 宇潔	1,260,500	0.89
武市 眞次	1,000,000	0.71
銭 建華	987,700	0.70

(注) 持株比率は、自己株式（2,167株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	品田守敏	(株)恒陽 代表取締役社長
代表取締役社長	久永賢剛	
取締役(常勤監査等委員)	花岡正道	
取締役(監査等委員)	神林秀和	東洋通信工業(株) 顧問
取締役(監査等委員)	矢部実麻子	矢部修二税理士事務所 税理士

- (注) 1.神林秀和氏及び矢部実麻子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連帯を通じて監査の実効性を高めるため、花岡正道氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3.当社は、(株)東京証券取引所に対し、取締役 神林秀和氏及び矢部実麻子氏を独立役員として届け出ております。
4.(株)恒陽と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

取締役の氏名等

退任時の会社における地位	氏名	退任日
常務取締役	甲佐邦彦	2024年6月27日
取締役	田中祥司	同上
取締役(常勤監査等委員)	塩澤義一	同上
取締役(監査等委員)	上田直樹	同上
取締役(監査等委員)	野村和正	同上
代表取締役社長	福村康廣	2024年8月14日
取締役	山田秀雄	2024年11月30日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)花岡正道及び社外取締役(監査等委員)神林秀和、矢部実麻子の3氏とは、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限定額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び全ての当社子会社におけるすべての役員及びこれらに準ずる者を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・法律上の損害賠償金及び争訟費用に限り補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(5) 取締役の報酬等

当社の役員報酬制度は、コーポレートガバナンスに関する考え方等を勘案し株主総会で決議された報酬枠の範囲で、企業価値の持続的な向上を図り、人材の確保・維持し、動機付けるためのものとしております。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

- ・短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする。
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬とする。

2. 報酬水準

当社の事業内容及び経営環境を考慮して決定する。

3. 取締役の報酬等の額

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は2022年6月29日開催の当社第103回定時株主総会において月額2,000万円以内（うち社外取締役分は月額200万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は4名（うち社外取締役1名）です。

当社監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月29日開催の当社第103回定時株主総会において月額300万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の人数は3名です。

4. 報酬の決定方法及び取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係わる決定方針（以下、決定方針という。）を2024年6月27日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されており、収益に關与する度合い、業務遂行の重要度、担う役割の大きさ、責任の範囲及び度合い等勘案して決定しております。また、取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、当社及びグループ会社の収益実態及び取締役の個人別の業務遂行等から多角的な検討を行なっているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみで構成されており、監査等委員間の協議により、常勤・非常勤等を勘案して決定しております。

個別の報酬支給額の算定については、取締役会の委任決議に基づき、社内にて検討のうえ、最終的には、取締役会長 品田守敏が決定しております。

取締役会長が、会社全体の業績を俯瞰しつつ各役員を担当業績や職責を評価できることが権限を委任した理由であり、委任された権限は、取締役個人の報酬額であります。

(6) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	72	67	—	4	6
（うち社外取締役）	(0)	(0)	(—)	(—)	(1)
監査等委員である取締役	14	14	—	0	6
（うち社外取締役）	(6)	(6)	(—)	(—)	(4)

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、役位や職務責任等を考慮し、独立社外取締役の意見に配慮しつつ取締役会にて決定しております。

(7) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先と 当社との関係	当事業年度における 主な活動状況
取締役 (監査等委員)	神林秀和	—	取締役会16回のうち、16回出席、監査等委員会6回のうち6回出席し業務拡大を行なった経験から、幅広い見識で経営を客観的かつ中立的な立場から適宜、必要な発言を行なっております。
取締役 (監査等委員)	矢部実麻子	—	取締役会16回のうち、16回出席、監査等委員会6回のうち6回出席し税理士として培われた豊富な経験及び高い見識により適宜、必要な発言を行なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社と会計監査人は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 監査法人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。
- ② 監査法人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに監査法人に結果を通知するものとしております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
17,500千円
- ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査契約における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し当期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム構築の基本方針」という）についての決定内容の概要並びに、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理に基づき、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令・定款の遵守及び社会倫理の遵守、各ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営、事業活動による価値創造を通じた社会への貢献を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動規範、企業行動基準に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行なう。
 - (3) 代表取締役は、内部統制管理責任者を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握並びにリスク管理に努める。内部統制管理責任者はコンプライアンス上の重要な問題点を審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
 - (4) 役職員の法令・定款違反については取締役会にて具体的な処分を決定する。
2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
 - (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理等の実践的運用と徹底を行なう体制を構築する。また、代表取締役及び取締役・執行役員に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (2) 当社グループの役員・使用人が当社グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、代表取締役並びに内部統制管理責任者に報告するものとする。内部統制管理責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
 - (3) 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行なう手段を確保するものとし、その手段の一つとして使用人が直接報告するコンプライアンスホットラインを設ける。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。報告・通報を受けた内部統制管理責任者はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、取締役を決定者とする決定書類及びその他取締役の職務の執行に関する重要な附属書類など、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し、かつ管理する。
- (2) 取締役会議長は、上記（1）における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、総務担当取締役がこれを補佐する。この責任者の任務には会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
- (3) 上記（1）に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、実践的な運用を行なう。
- (2) 当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、内部統制管理責任者を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。当社グループの横断的リスクマネジメント体制の計画、整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行い、取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- (3) 上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - ①地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - ②役員・使用人の不正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - ③取引先等の財務状況の悪化により、損失を被るリスク
 - ④金利、有価証券及び製品等の価格、為替等さまざまな市場のリスクファクターの変動により保有する資産及び製品の購入価格並びに販売価格が変動し、損失を被るリスク
 - ⑤財務内容の悪化、信用力低下等により必要な資金の確保が出来なくなり資金繰りがつかなくなる場合等により損失を被るリスク
 - ⑥基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - ⑦その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行なわせる。
なお、代表取締役は、当社グループ全体組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行なう。
 - (2) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ①職務権限・意思決定ルールの方策
 - ②取締役・執行役員を構成員とする取締役会の設置
 - ③取締役会による中間経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績の月次業績のレビューと改善策の実施
6. 当会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - (3) 代表取締役及び業務を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、代表取締役が、当社グループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。
 - (4) 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要性に応じ取締役会等に報告されなければならない。
 - (5) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）が、監査等委員自ら又は当社の監査等委員会を通じて、当社グループの経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び業務監査部門との緊密な連携等の確な体制を構築する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員が、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任でかつ計数的な知見を十分に有する使用人を監査等委員付として置くものとする。

- (2) 監査等委員付は、監査等委員の指示に従いその職務を行うとともに、当社グループ会社の監査役を兼務可能とするが、グループ会社の業務の執行に係る役職は兼務しない。
- (3) 監査等委員付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤の監査等委員の事前の同意をえる。
- (4) 監査等委員付の人事考課については、常勤の監査等委員が行うものとする。

8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 代表取締役及び業務を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員に対し報告を行う。
 - ①会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ②会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ③社内外へ環境、安全、衛生又は製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ④企業行動規範、企業行動基準、グループ企業倫理への違反で重大なもの
 - ⑤その他上記①～④に準じる事項
- (3) 監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに監査等委員及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底することとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員の過半数は独立社外監査等委員とし、対外透明性を担保する。当該社外監査等委員は、当社が定める独立性要件を満足するものとし、その独立性要件は、監査等委員会が承認した監査等委員会規定並びに監査等委員会監査基準により定める。
- (2) 当社の監査等委員会は、独自に意見形成するため、監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設ける。監査等委員会は、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

10. 財務報告の信頼性と適性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の適正化と信頼性を確保するために、財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準に基づき、関連規定等を整備するとともに、代表取締役が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制並びにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行なうものとする。

1 1. 当社における内部統制システムの運用状況の概要

当社が整備している内部統制システムにおける当期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

「企業行動規範」、「企業行動基準」及び「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する基本方針」等を制定し、すべての役職員が法令及び定款に則って行動するように周知徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令・定款及び社内規程等に違反する行為の有無について厳正な調査を行ない、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、違反行為の未然防止に努めております。

当社は、社外取締役を2名選任しており、取締役会及び事業部会議等においてその見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会等における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

株主総会議事録及び取締役会議事録と関連資料や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）は「文書管理規程」等の社内規程に基づき、総務部において適切に保存及び管理を行なっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

リスク管理の基本方針に基づき各所管部署から報告された戦略リスク、業務プロセスリスク及び不正リスク等のレビューを実施して全社的な情報共有に努めるほか、取締役会等において、当該リスクの管理状況について検討しております。

(4) 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と会計監査人、総務部とは、それぞれ適宜情報交換を行なっております。また、監査等委員は取締役会・事業部会議等に出席し、重要事項について報告を受けております。

(5) その他業務の適正を確保するための体制

その他、当期における当社の主な取組みとしては、内部監査計画に基づき当社の内部監査を実施し、業務の適正を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な配当の維持・向上と自己株式の取得・消却を両軸として株主還元することを基本方針にしております。

また、健全な経営の維持への対応を勘案しながら、株主還元を適切に実施することは重要な経営課題の一つと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載している金額は、単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,912,570</b> | <b>流動負債</b>     | <b>33,277</b>    |
| 現金及び預金          | 1,761,709        | 買掛金             | 8,868            |
| 預け金             | 418,794          | 未払金             | 9,367            |
| 受取手形            | 21,047           | 未払費用            | 3,252            |
| 売掛金             | 92,815           | 未払法人税等          | 5,055            |
| 電子記録債権          | 48,395           | 前受収益            | 387              |
| 販売用不動産          | 351,071          | 預り金             | 2,256            |
| 商品              | 210,231          | 賞与引当金           | 4,090            |
| 前払費用            | 3,361            | <b>固定負債</b>     | <b>102,327</b>   |
| 未収入金            | 500              | 退職給付引当金         | 13,885           |
| 未収還付法人税等        | 8                | 役員退職慰労引当金       | 86,310           |
| 未収消費税等          | 83               | 受入敷金保証金         | 1,800            |
| その他             | 4,590            | 繰延税金負債          | 332              |
| 貸倒引当金           | △38              | <b>負債合計</b>     | <b>135,605</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>94,041</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>94,041</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>2,870,400</b> |
| 投資有価証券          | 1,377            | <b>資本金</b>      | <b>100,000</b>   |
| 出資金             | 900              | <b>資本剰余金</b>    | <b>2,597,570</b> |
| 敷金及び保証金         | 62,785           | その他資本剰余金        | 2,597,570        |
| 長期貸付金           | 2,400            | <b>利益剰余金</b>    | <b>172,924</b>   |
| 会員権             | 19,308           | その他利益剰余金        | 172,924          |
| 長期未収入金          | 31,812           | 繰越利益剰余金         | 172,924          |
| その他             | 12,870           | <b>自己株式</b>     | △94              |
| 貸倒引当金           | △37,412          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>606</b>       |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 606              |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,006,612</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>2,871,007</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>  | <b>3,006,612</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額            |
|------------------------|----------------|
| 売 上 高                  | 634,428        |
| 売 上 原 価                | 561,202        |
| <b>売 上 総 利 益</b>       | <b>73,226</b>  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    | 365,301        |
| <b>営 業 損 失</b>         | <b>292,075</b> |
| 営 業 外 収 益              |                |
| 受 取 利 息                | 2              |
| 受 取 配 当 金              | 97             |
| 不 動 産 賃 貸 料            | 40             |
| そ の 他                  | 1,300          |
| 営 業 外 費 用              |                |
| そ の 他                  | 5,319          |
| <b>経 常 損 失</b>         | <b>295,954</b> |
| <b>特 別 利 益</b>         |                |
| 子 会 社 株 式 売 却 益        | 206,000        |
| <b>特 別 損 失</b>         |                |
| 事 業 所 閉 鎖 損 失          | 1,104          |
| 減 損 損 失                | 620            |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失</b> | <b>91,679</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 5,055          |
| <b>当 期 純 損 失</b>       | <b>96,734</b>  |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |       |           |           |                     |
|---------------------|---------|-------|-----------|-----------|---------------------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 |           |           | 利益剰余金               |
|                     |         | 資本準備金 | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当 期 首 残 高           | 100,000 | －     | 2,597,570 | 2,597,570 | 269,659             |
| 当 期 変 動 額           |         |       |           |           |                     |
| 当 期 純 損 失 (△)       |         |       |           |           | △96,734             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |           |           |                     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －       | －     | －         | －         | △96,734             |
| 当 期 末 残 高           | 100,000 | －     | 2,597,570 | 2,597,570 | 172,924             |

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等         |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-----------|------------------|------------|-----------|
|                     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高           | △94     | 2,967,135 | 481              | 481        | 2,967,616 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |                  |            |           |
| 当 期 純 損 失 (△)       |         | △96,734   |                  |            | △96,734   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         | －         | 125              | 125        | 125       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －       | △96,734   | 125              | 125        | △96,609   |
| 当 期 末 残 高           | △94     | 2,870,400 | 606              | 606        | 2,871,007 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない……事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない……移動平均法による原価法

株式等

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### ① 商品、原材料及び仕掛品

(ニッケル事業)

先入先出法

(その他の事業)

先入先出法

#### ② 貯蔵品

先入先出法

#### ③ 販売用不動産

個別法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産………定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 2年～10年

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で償却する方法によっております。

### (2) 無形固定資産………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### (3) リース資産………所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

### (4) 長期前払費用………定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、取締役会の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

### 5. その他計算書類作成のための重要な事項

#### 販売用不動産について

販売用不動産のうち一定基準をこえる特定物件にかかわる借入金利息を当該棚卸資産の取得価額に算入する方法を採用しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産及び金額

| 用途     | 種類     | 場所     | 金額 (千円) |
|--------|--------|--------|---------|
| 東京本社   | 車両運搬具  | 東京中央区  | 0       |
| 東京本社   | 工具器具備品 | 東京中央区  | 412     |
| 西日本営業所 | 工具器具備品 | 大阪府大阪市 | 207     |
| 合計     |        |        | 620     |

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業損益がマイナスの状態が継続中で、短期的な業績回復が見込めない状況と判断し、将来の収益見通しと回収可能性を勘案し、回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業セグメントを基本単位として資産をグルーピングしております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式 141,593,749株

2. 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 2,167株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 税務上の繰越欠損金             | 1,864,827千円  |
| 投資有価証券評価損             | 31,667千円     |
| 減価償却超過額               | 642千円        |
| 貸倒引当金                 | 12,570千円     |
| その他                   | 121,013千円    |
| 繰延税金資産小計              | 2,030,722千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △1,864,827千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △165,675千円   |
| 評価性引当額小計              | △2,030,722千円 |
| 繰延税金資産合計              | —千円          |

繰延税金負債

|              |        |
|--------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | △332千円 |
| 繰延税金負債合計     | △332千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △332千円 |

(金融商品に関する注記)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者の取引

子会社及び関連会社等

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

| 種類  | 会社等の名称又は氏名 | 所在地     | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容  | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------|---------|--------------|-----------|-------------------|-----------|--------|----------|----|----------|
| 子会社 | ㈱なごみ設計     | 神奈川県横浜市 | 30,000       | 建築工事、内装工事 | 100.0             | 子会社       | 全株式の譲渡 | 256,000  | —  | —        |

- (注) 1.連結子会社であった株式会社なごみ設計は、2024年7月31日に譲渡を実行し、みなし売却日は9月30日としました。  
2.取引金額については、直近の利益額に基づいて第三者独立機関の鑑定数字により算定しております。  
3.連結子会社の全株式譲渡に伴い、子会社売却益206,000千円が発生しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2024年3月31日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

|               | 報告セグメント |       |      |                 | その他 | 合計      |
|---------------|---------|-------|------|-----------------|-----|---------|
|               | ニッケル事業  | 不動産事業 | 教育事業 | スマートDXソリューション事業 |     |         |
| 顧客との契約から生じる収益 | 625,899 | —     | —    | —               | —   | 625,899 |
| その他の収益        | —       | 8,529 | —    | —               | —   | 8,529   |
| 外部顧客への売上高     | 625,899 | 8,529 | —    | —               | —   | 634,428 |

(注) その他の収益には、リース取引に関する会計基準及び金融商品に関する会計基準で認識される収益が含まれております。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で又は充足するにつれて収益を認識する

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

#### (1) 商品の販売に係る収益

主に商品の販売は卸売であり、出荷から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、卸売りは約束された対価は商品の引渡し後通常は1ヶ月以内で、手形支払いの場合でも概ね6ヶ月以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含まれておりません。

#### (2) その他の販売に係る収益

主に不動産の販売や不動産の管理に係る手数料等が含まれ、これらの取引は契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

不動産は、約束された対価は不動産を引渡し時に代金を支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純損失

|     |     |
|-----|-----|
| 20円 | 28銭 |
| 0円  | 68銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社 エス・サイエンス  
取締役会 御中

KDA監査法人  
東京都中央区  
指定社員 公認会計士 濱村 則久  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 毛利 優  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・サイエンスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 KDA 監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社エス・サイエンス監査等委員会

監査等委員 花岡正道 ㊟

監査等委員 神林秀和 ㊟

監査等委員 矢部実麻子 ㊟

(注) 監査等委員神林秀和及び矢部実麻子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：TKP新橋カンファレンスセンター  
所在地：東京都千代田区内幸町一丁目3番1号  
(幸ビルディング14階) ホール14E  
電 話：03(3573)3721 (株式会社エス・サイエンス)  
(注)当会場の都合により、9時30分以前にお越しいただいても、ご入場はできませんのでご来場はそれ以後をお願いいたします。  
なお、開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際はご注意ください。



## 「交通のご案内」

< JR東日本 >

(山の手線) 新橋駅 日比谷口 下車徒歩7分

< 地下鉄 >

- |        |           |        |         |          |        |
|--------|-----------|--------|---------|----------|--------|
| (日比谷線) | 霞ヶ関駅 C4出口 | 下車徒歩8分 | (銀座線)   | 新橋駅 7番出口 | 下車徒歩7分 |
| (丸ノ内線) | 霞ヶ関駅 C4出口 | 下車徒歩8分 | (都営三田線) | 内幸町駅     | 下車徒歩1分 |
| (千代田線) | 霞ヶ関駅 C4出口 | 下車徒歩8分 | (都営浅草線) | 新橋駅 7番出口 | 下車徒歩7分 |

●株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT



環境に配慮した「植物油インキ」  
を使用しています